

事 務 連 絡
令和3年（2021年）11月25日

各私立学校設置者様
各私立専修・各種学校長様

北海道総務部教育・法人局学事課長

緊急事態措置区域及び重点措置区域での専門学校等の部活動・課外活動
における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について（周知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から別添のとおり通知がありましたので周知します。

緊急事態措置区域及び重点措置区域において、部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を行う専修学校・各種学校は、次のとおり当課まで報告をお願いします。

○報告様式

緊急事態措置区域及び重点措置区域での専修学校・各種学校の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和に関する報告（北海道）

○報告方法

報告様式に必要情報を入力の上、電子で提出

提出先アドレス：somu.gakuj3@pref.hokkaido.lg.jp

○留意点

報告の対象は緊急事態措置区域及び重点措置区域において、部活動・課外活動における感染リスクの高い活動（①生徒同士が組み合わせることが主体となる活動、②身体接触を伴う活動、③大きな発声や激しい呼気を伴う活動）を行う場合です。緊急事態措置区域及び重点措置区域となった際にこれらの活動を行わない場合には、報告の必要はありません。

〔 中高専修係 〕